## 北市川スポーツクラブ会費及び手数料などに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北市川スポーツクラブ規約(以下「規約」という)第7条の 規定に基づき、会費及び手数料などに関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

- 第2条 会員及び賛助会員(以下「会員」という)は、次に掲げる金額をクラブに 納入しなければならない。
  - (1) 会員

区分会費の額

小学生以下 1人 600円/月(年額 7,200円) 中学生以上 1人 1,100円/月(年額13,200円)

(2) 賛助会員

1日 30,000円

- 2 会員の会費の納入は、納入月から翌年3月までの年払い、または半年払いのいずれかとする。
- 3 賛助会員の会費の納入は、年払いのみとする。なお、複数口の納入も可能とする。

(手数料)

- 第3条 会員は、登録や更新の際、次に掲げる手数料をクラブに納入しなければ ならない。ただし、賛助会員はこれを不要とする。
  - (1) 登録手数料
- 1,000円
- (2) 更新手数料
- 1,000円

(その他)

第4条 この要項で定めるもののほか、必要な事項は運営委員会で別に定める。

附則

本要項は、平成29年1月28日から施行する。